

令和3年5月20日付け公告  
令和3年度カラーコピー等単価契約  
に係る条件付一般競争入札

入札説明書  
(郵便入札方式)

福島県県中建設事務所



# 入札説明書

## (郵便入札方式)

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件業務委託契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする

- 1 発注者（契約権者） 福島県県中建設事務所長 宗像 誠也
- 2 入札に付する事項  
公告に示すとおり。  
なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙1、2のとおり。
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
公告に示すとおり。  
なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。
- 4 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を承けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の（1）に掲げる書類等を添付し、令和3年6月7日（月）午後5時までに下記5の（1）に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。  
当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）により、令和3年6月9日（水）までに通知する。  
なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。  
(1) 設備機器一覧表（印刷機、使用ソフト等がわかるもの。様式任意）
- 5 入札書の提出期限等
  - (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所  
令和3年6月7日（月）午後5時 福島県県中建設事務所 総務課  
なお、申請書類は郵送を可とする。
  - (2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出先（郵送先）  
令和3年6月16日（水）午後5時郵便必着 **【令和3年6月14日（月）郵便局差出期限】**  
**【一般書留郵便又は簡易書留郵便により配達日指定で送付すること】**  
提出先 郵便番号 963-8540  
住 所 郡山市麓山1丁目1-1  
福島県県中建設事務所 総務課
  - (3) 開札の日時及び場所  
令和3年6月17日（木）午後4時 福島県県中建設事務所（2階会議室）
- 6 入札書の提出方法
  - (1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の（2）で指定する日時及び場所へ一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかで提出すること。

また、入札者の押印を省略する場合には、その旨を明示し、かつ、入札書に「本件責任者及び事務担当者」の氏名・所属部署名・連絡先（電話番号）を記載すること。

- (2) 入札書を郵送する際は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に、次のア、イに掲げた事項を記載し、一般書留又は簡易書留により配達日指定郵便で期限必着となるように送付すること。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ [令和3年6月17日開札「件名：令和3年度カラーコピー等単価契約」の入札書在中] 別添の「郵便入札用（貼り付け用紙）」を活用して構わない。

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

代表者の押印を省略する場合にのみ「本件責任者及び事務担当者」の氏名及び所属部署名、連絡先（電話番号）を記載すること。

## 7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号（別記1）の規定に基づき入札保証金は免除する。

ただし、落札決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3に相当する額を納めなければならない。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札がないときは、再度入札に付すことができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。  
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 初回入札が無効（ただし、下記12の(2)～(4)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに一般書留又は簡易書留により配達日指定郵便で提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県中建設事務所から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。  
この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により令和3年5月25日（火）午後5時までに説明を求めることができる。  
県は、入札説明書等に関する回答書（第2号様式）にて、福島県中建設事務所ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札書は一般書留郵便又は簡易書留郵便により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。
- (3) 入札者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、当該入札を公正に執行することができないと発注者が認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、または取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

#### 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び事務担当者」の氏名及び所属部署名、連絡先の記載がない入札も含む）
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (6) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (7) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

#### 13 落札者の決定方法

- (1) 各品目ごとの入札単価に予定数量を乗じて得た金額の総額が、財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。  
ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とする可能性がある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、「別記3」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

#### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価金額に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

#### 15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときには、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

- (2) 契約の確定時期は、施行令第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項

契約書(案)及び福島県財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する部署

上記5の(1)と同じである。

## 別記1

### 福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

**第249条** 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
  - (2) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
  - (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (4) その他別に定めるとき。
- 2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

### 福島県財務規則施行通達（抜粋）

#### 第249条関係

- 1 第1項第2号については、契約の相手方が、国等と複数年にわたる契約を締結している場合、当該契約に係る期間が過去2年間にあるときは、当該契約の締結時期が過去2年間になくても、過去2年間に当該契約を締結したものとみなす。また、当該契約のすべてが履行されていなくても、契約保証金を減免しようとする契約に係る期間に相当する期間について、部分払などにより履行が確認されればよい。
- 2 第1項第4号の「その他別に定めるとき」とは、工事の請負契約、測量等の委託契約、物品の購入契約、森林整備業務の委託契約、庁舎等維持管理業務の委託契約及び自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約に係る条件付一般競争入札（第266条において準用する場合を含む。）を行うときをいう。

## （契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が50（100）万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。  
（平成25年5月1日以降は、かつこ書の金額）
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡ししが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。



- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が确实であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「50(100)万円未満」とあるのは、「150(300)万円未満」と読み替えるものとする。
- (平成25年5月1日以降は、かっこ書の金額)

別記3

入札におけるくじ

条件付一般競争入札の改札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

- 1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入  
くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。  
なお、記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。
- 2 くじの手順
  - (1) 有資格者コードの小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。
  - (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
  - (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

- 1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。  
A社（有資格者コード 000212003）・・・・・・くじ番号 1  
B社（有資格者コード 100033645）・・・・・・くじ番号 2  
C社（有資格者コード 000003025）・・・・・・くじ番号 0
- 2 くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。  
A社（くじの数 123）  
B社（くじの数 072）      合計（123+072+452=647）  
C社（くじの数 452）      余り（647÷3=215・・・余り2）
- 3 落札者の決定  
落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。

第1号様式  
(ファクシミリ送信)

## 入札説明書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県県中建設事務所長  
(ファクシミリ 024-935-1407)

入札参加者 住 所  
商号又は名称 (代表者印省略)  
代表者職・氏名

電話番号 ( - - )

FAX番号 ( - - )

案件名	令和3年度カラーコピー等単価契約
質 問 事 項	

第2号様式（福島県県中建設事務所ホームページに掲載）

## 入札説明書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県県中建設事務所長

案件名	令和3年度カラーコピー等単価契約
質 問 事 項	
回 答 事 項	

## 条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県県中建設事務所長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名

電 話 番 号 (      -      -      )  
F A X 番 号 (      -      -      )  
(作成担当者職・氏名      )

令和3年5月20日付けで公告ありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

### 記

- 1 参加希望品名 令和3年度カラーコピー等単価契約
- 2 物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿 登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 3 物品購入(修繕)競争入札参加有資格者にかかる参加資格制限の有無  
有 ・ 無
- 4 郡山市内の支店又は営業所の名称等 ※申請者の住所が郡山市内の場合は記載不要
  - (1) 名 称:
  - (2) 住 所:
  - (3) 電 話 番 号:
  - (4) F A X 番 号:
- 5 添付書類
  - (1) 設備機器一覧表(印刷機、使用ソフト等がわかるもの) 様式任意

第4号様式

(この様式は提出不要です)

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県県中建設事務所長 印

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

購入等件名 及び数量	令和3年度カラーコピー等単価契約	
本公告に係る	有	
入札参加資格	無	
の有無	入札参加資格がないと認められた理由	

※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

入 札 書

(円)

品 名	規格	予定数量	単 価	金 額
白黒コピー(折込含む)	A0	20		
白黒コピー(折込含む)	A1	20		
カラーコピー(折込含む)	A0	500		
カラーコピー(折込含む)	A1	300		
カラーデータ出力(折込含む)	A0	500		
カラーデータ出力(折込含む)	A1	1,000		
合 計				

業 務 名 令和3年度カラーコピー等単価契約

く じ の 数

上記のとおり入札いたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

福島県県中建設事務所長 様

※代表者の押印を省略する場合にのみ記載

本件責任者

氏名

所属部署名

連絡先(電話番号)

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先(電話番号)

## 別紙1(品目及び数量)

品名	規格	予定数量
白黒コピー(折込含む)	A0	20
白黒コピー(折込含む)	A1	20
カラーコピー(折込含む)	A0	500
カラーコピー(折込含む)	A1	300
カラーデータ出力(折込含む)	A0	500
カラーデータ出力(折込含む)	A1	1,000



## 福島県県中建設事務所

### 令和3年度カラーコピー等単価契約仕様書

#### <目的>

本業務は、複写による図面等の業務運用・管理のほか、近年CALS/EC等により電子化された図面及び資料のデータ出力等を施し、事務所内での業務の迅速かつ円滑な運用・管理を目的とする。

#### <業務内容>

本業務は、令和3年度における当所内で運営管理している各種図面資料等の複写及びデータの出力等を行う。

#### <カラーコピー・カラーデータ出力共通事項>

- 1 業務問合せには、迅速に対応し、速やかに納品できること。
- 2 発注及び納入の定刻は基本的に午前10時、翌日午後3時とするが、緊急の場合も対応すること。
- 3 OCF検定を認証取得しているCADを有し、業務を迅速に遂行するための機械設備を有していること。
- 4 福島県内に営業拠点（本・支店・営業所）があること。
- 5 福島県情報セキュリティポリシーを理解していること。
- 6 福島県が掲げるCALS/ECの基本方針等を理解していること。
- 7 情報漏洩防止に関して、社内体制が整っていること。
- 8 情報漏洩防止を目的とするため、下請委託は一切禁止とする。

※各事項について必要とされる証明書等を提出することとする。

#### <カラーデータ出力>

1. 下記のデジタルデータに対応できること。
  - ・各種ベクトルデータ  
DWG・DXF (Auto-CAD) P21/SFC (SXF)  
BVF (BV-CAD) JWW・JWC (JW-CAD)  
HOC (HO-CAD) 等
  - ・各種ラスターデータ  
TIFF BMP  
JPEG PDF等

- ・各種GISデータ

bds (SIS)                    shp (ESRI社)

- ・各種アプリケーションデータ

doc・docx (Word)            jtd (一太郎)

xls・xlsx (Excel)           ai (Illustrator) 等

ppt・pptx (PowerPoint)

※上記以外のデータについては協議して対応すること。

2. ウイルス等のセキュリティ対策が整っていること。

郵便入札用（貼り付け用紙）

<参考> 外封筒及び中封筒の貼り付け用紙（切り線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください。）

↓切り線

入札書在中

〒963-8540

福島県郡山市麓山1丁目1-1

福島県県中建設事務所 総務課 行き

開札日	令和3年6月17日（木）
業務名	令和3年度カラーコピー等単価契約
商号又は名称	
担当者名	
連絡先（電話番号）	
連絡先（FAX番号）	

郵便局窓口差出期限日

令和3年6月14日（月）

配達指定期日

令和3年6月16日（水）

↓切り線

入札書在中

〒963-8540

福島県郡山市麓山1丁目1-1

福島県県中建設事務所 総務課 行き

開札日	令和3年6月17日（木）
業務名	令和3年度カラーコピー等単価契約
商号又は名称	
担当者名	
連絡先（電話番号）	
連絡先（FAX番号）	

郵便局窓口差出期限日

令和3年6月14日（月）

配達指定期日

令和3年6月16日（水）

【留意事項】

郵送の際は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより配達日指定郵便で送ってください。

<参考> 郵送方式による入札書の提出方法

○ 外封筒のイメージ

【表面】

【裏面】

別添資料の貼り付け用紙を活用した場合  
(事業者情報は記載してください)

切手

入札書在中

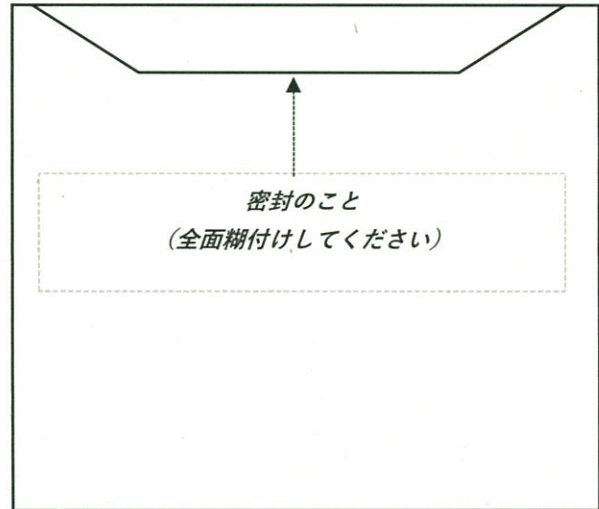
T963-8540  
福島県郡山市麓山1丁目1-1  
福島県県中建設事務所 総務課 行き

開札日	令和3年6月17日(木)
業務名	令和3年度カラーコピー等単価契約
商号又は名称	
担当者名	
連絡先(電話番号)	
連絡先(FAX番号)	

郵便局窓口差出期限日 令和3年6月14日(月)  
配達指定期日 令和3年6月16日(水)

簡易書留

配達指定日



○ 中封筒のイメージ

【表面】

【裏面】

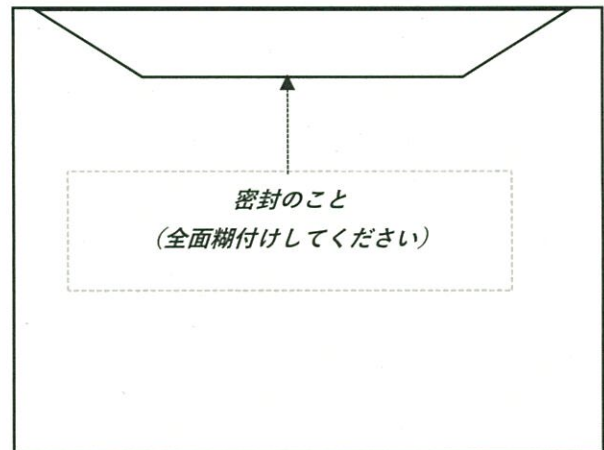
料金後納郵便

入札書在中

T963-8540  
福島県郡山市麓山1丁目1-1  
福島県県中建設事務所 総務課 行き

開札日	令和3年6月17日(木)
業務名	令和3年度カラーコピー等単価契約
商号又は名称	
担当者名	
連絡先(電話番号)	
連絡先(FAX番号)	

郵便局窓口差出期限日 令和3年6月14日(月)  
配達指定期日 令和3年6月16日(水)



別添資料の貼り付け用紙を活用した場合  
(事業者情報は記載してください)